

学校におけるヤングケアラー支援

立命館大学教授

齋藤 真緒

はじめに一法制化までのプロセス

2024年6月5日、参議院本会議において、ヤングケアラー支援を明記した改正子ども・若者育成推進法が成立した。同法では、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義している。国や自治体でのヤングケアラーに対する支援の加速化と格差解消をひとつの狙いとしている。

2020年から2021年にかけて厚生労働省が実施した実態調査（以下、全国調査）によれば、ヤングケアラーは、小学校6年生の6.5%、中学2年生の4.1%、全日制高校2年生の5.7%、大学3年生の6.2%であった（三菱UFJリサーチ&コンサルティング2021、日本総合研究所2022）。

政府は2021年の経済財政運営指針（骨太の方針）においてヤングケアラー支援をはじめて明文化した。2023年4月にはこども家庭庁が設置され、現在こども家庭庁がヤングケアラー支援の司令塔の役割を担っている。当初は、支援対象として主に「18歳未満の子ども」が想定されていた。しかし当然のことながら、ケアは18歳で終わるわけではない。むしろ、高等教育機関への進学や就職といった、自分自身のキャリア形成にかかわる重要な若者期に、ケアがライフチャンスの障壁になっているケースも少なからず存在している。先に紹介した実態調査では、小学生・中学生・高校生の場合、ケアの対象が「幼いきょうだい」が第一位を占めているが、大学生になると第一位は「母親」、第二位は「祖母」となる。ケアが断続的に発生し得る今日の家族状況に鑑みて、18歳未満を対象とする児童福祉法改正ではなく、30代までの若者世代も包摂する子ども・若者育成推進法の改正に結実した。

ヤングケアラーとはどのような存在か

ヤングケアラーと言っても、前述した幼いきょうだいの世話の他にも、認知症の祖父母の見守

り、障害のあるきょうだいの世話、精神疾患・精神的不調をかかえる親・家族に対する感情面でのケア、外国ルーツや障害のある家族のため通訳など、ケアの実態は実に多様である。育児や介護、看護など、従来は制度によって縦割りで理解されていたが、「ケアラー」という言葉が人口に膾炙するようになり、多様な家族ケアにかかわる人を、共通する役割とニーズをもつ存在として捉えることができるようになったと言える。

家事や家族の世話を担う子ども・若者たちは、従来、「適切なケアを受けられていない子ども」、すなわち「要保護児童／要支援児童」として把握されることが多かった。しかし、「ケアラー」という言葉を用いることで、単に、ケアを受けられていないという側面だけではなく、子ども・若者が、家族を支える側に回り、家庭生活の歯車に組み込まれることで、簡単にケア役割から離脱することができないという側面がフォーカスされる。

誰を支援するのか

では、具体的にどのような子ども・若者が支援対象となるのだろうか。定義にある「世話を過度に行っていると認められる」とはどのような状態だろうか。家族同士の支えあいが美化されがちな社会風潮のもとで、家族を支えることを「当たり前」だと思う子どもたちは少なくなく、「しんどい」と言いにくくなる可能性も否めない。

支援対象をめぐる議論では、「お手伝い」との違いが焦点化されがちである。経済的自立、精神的自立と並んで、生活面での自立能力（ライフスキル）の獲得という観点からみれば、お手伝いは、すべての子ども・若者がかかわることが望ましいと言える。①保護者や大人の見守りがある中で行われているかどうか（緊急事態への対処など）、②スポーツや遊びなど、子どもたちがやりたいことに取り組む時間とエネルギーが確保されているか、といった指標に照らせば、子ども・若

者の家事やケアの役割が、ルーティン化されていないかを確認することができるだろう。一番わかりやすいのは、子どもたちが「今日はやりたくない」といった場合に、その主張がきちんと認められるような環境かどうか、である。

しかし、これらの指標によって、支援対象か否かを判断するという線引きだけでは不十分である。なぜなら、ヤングケアラーが抱える困難や生きづらさには、実際にどのようなケアを担っているのかという、＜行為＞の水準だけではなく、いつ何時でも、ケアにかかわれるような態勢にしておく、＜状態＞の水準による影響が圧倒的に大きいからである。いったんケアラーになれば、生活時間と空間は、すべてケアを中心として組織化しなければならない。ケアをする相手のために、自分の時間は計画通りに使えなくなり、移動も制限される。また、障害児のきょうだいや、高齢出産で生まれた一人っ子のように、現在進行形でケアを担っていない場合であっても、将来自分が主たるケアラーになる可能性が大きい子ども・若者は少なくないはずだ。

ケアラーのライフコースと夢の萎縮

ライフステージのどの段階においてケアラーになるかによって、直面する課題は異なる（図1）。

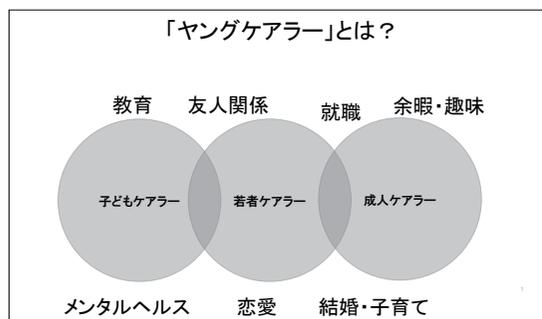


図1 ケアラーのライフコース

自分自身の人生の土台づくりにあたる人生の早い段階でケアにかかわることは、友人関係や自由時間の制約といった日常生活だけではなく、進路選択やキャリア、将来の恋愛や結婚など、長期的に影響を及ぼすことが想定される。たとえば、進路選択については、入学者選抜がある高校には家庭の経済的・社会的格差が大きく反映することはすでに多くの研究で指摘されている。全国調査ではサンプル数が少ないが、定時制高校のヤング

ケアラー出現率は8.1%、通信制高校は12.4%となっており、全日制高校の2倍、3倍となっている。また筆者は、2年前からある自治体の商業高校で、ヤングケアラーの講演会を実施している。数年前に別のテーマで講演会依頼があり、その際に、自己紹介のところでヤングケアラーという言葉を紹介したところ、「ヤングケアラーのことを知りたい／聞きたかった」という感想がたくさんあり、この声に学校が応えてくれた。経済的自立を意識した学校選択の背景には、家庭の経済的事情だけではなく、家族のケアも関係しているかもしれないという生徒の生活事情が透けて見えてくる。

子ども・若者期にケアを担うことによって、自分の人生の土台がいったん脆弱なものになってしまうと、ライフステージの移行の中で、土台を補填することは簡単ではない。残念ながら、現在の日本社会では、他の「社会的不利」と結びついてしまうことのほうが多いだろう。全国調査では、ケアラーの割合のジェンダー差は小さい。きょうだい数の減少やひとり親世帯の増加など、世帯の規模自体が縮小傾向にあるため、男の子であっても、ケア役割を引き受けざるを得ない家族の生活状況が反映されていると言える。しかし、進路選択やキャリアといった人生の分岐点を通じて、ジェンダーの影響は一層深刻になると考えられる。ある50代女性ケアラーは、小学校のころから病気の親と障害のある弟のケアにかかわってきた。兄は県外の大学進学を許されたが、女性である自分は実家にとどまるように、家族や親族から婉曲的に言われ続けた。当時はヤングケアラーという言葉もなく、仕方のないことだと自分に言い聞かせるしかなかったと語っている。

ヤングケアラーはしばしば「罪悪感」という言葉を使う。将来の夢とケアとが対立せざるを得ないからである。どちらも簡単にはあきらめたり手放したりできないからこそ、この対立は深刻な矛盾となる。しかも、家族思いの「いい子」ほど、このトラップにはまってしまい、将来の夢を追いかけることに自らブレーキをかけてしまう（斎藤2022）。「子どもの権利条約」に照らせば、「教育を受ける権利」（第28条）、「休み、遊ぶ権利」（第31条）など、すべての子どもが、自分の人生の主人公となって自分らしく生きる権利を有してい

る。ヘルパーを派遣するなど、支援者・大人の目に見えるケア負担を取り除くことだけが支援ではない。目に見えない将来のケアの不安を抱え、夢を萎縮させざるを得ないような子ども・若者にも丁寧に関わり添っていくことが必要だろう。

ヤングケアラーをささえる仕組みづくり —家族まるごと支援—

2021年4月、厚生労働省は「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル—ケアを担う子どもを地域で支えるために」（トーマツ2022）（以下、「支援マニュアル」）を公表した。子ども・若者にかかわる児童福祉や教育分野だけではなく、福祉にかかわる関連部署の包括的な連携が目指されている（図2）。



図2 ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関
出典：トーマツ（2022）26頁

そもそも、ケアを必要としている家族への支援が十分でなければ、子ども・若者は安心して自分の人生のための選択はできない。子ども・若者が、自らの進学やキャリアのために、ケアから離れることを希望した場合、かれらが担っていた家族へのケアの提供が維持されるためには、家族のサービス利用状況の把握と再検討が同時に実施されなければならない。だからこそ、ケアを必要とする家族にかかわる機関との連携が不可欠なのだ。

また、「支援マニュアル」では、「家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること」が重要であると強調されているように（トーマツ2022, 9頁）、ヤン

グケアラー支援では、「虐待」パラダイムからの脱却も必要だ。子どもが家事や家族の世話などを行っている状況を、ネグレクトといった「虐待」の延長線上に位置づけると、結果的に親の養育責任を強調することになり、家族全体を支援する視点が後景化してしまう。ケアの受け手であれ担い手であれ、すべての家族構成員が、ケアがあっても自分が望む生活・人生を送るための支援は、「家族まるごと支援 Whole Family Approach」と言い、ケアラー先進国イギリスでは、ケアラー支援にかかわる法律において明文化されている。

ヤングケアラー支援にかかわっては、「早期発見・把握」が重要であると言われている。「遅刻・欠席・早退が多い」「提出物が遅れがち」「保健室で過ごすことが多い」といった行動を、安易に生徒の問題行動と結びつけるのではなく、その背景に目を向けることが必要である。また、「支援マニュアル」のなかでは、「しっかりしすぎている」ということも、ヤングケアラーの特徴のひとつとして挙げられている。ヤングケアラーの早期発見において、毎日の生活を通じて、子どもたちの微細な変化に気づくことができるという点で、学校が重要な役割を果たすことが求められている。まずは学校内で、すべての教職員がヤングケアラーという視点を持ち、生徒たちの生活状況を学校全体で丁寧に共有しておく体制づくりが必要になる。

しかし、学校での生徒の様子からだけでは、家庭の事情が十分把握できるわけではない。その点で、介護や障害といった、家庭の中にサービスを届ける機関では、家庭の事情を具体的に把握することができる。厚生労働省は、介護保険事業の基本指針（2023年7月）において、ヤングケアラー支援の強化を明記した。福祉部門でも、家族を、福祉の人的資源とみなすのではなく、ケアラーに寄り添う視点が導入されつつあると言える。

学校には、児童福祉部門との連携だけではなく、従来あまり連携をとることがなかった高齢や障害といった福祉部門との、情報共有を含めた連携も期待されている。ヤングケアラー支援において、学校が果たす役割はたしかに大きい、「家族まるごと支援」は教育機関だけでは決して達成しえない。自治体によって実施状況にばらつきはあるが、今後は、スクールソーシャルワーカー、

各自治体のヤングケアラー相談窓口、ヤングケアラー・コーディネーターなどが、学校も含む関係機関のハブとしての役割が期待される。

日本は従来、障害者総合支援法や介護保険制度など、支援を必要とする個人に対する支援制度を導入してきた。ヤングケアラーへの社会的注目を通じて明らかになってきたことは、支援を必要とする人を隣で支える家族・ケアラーもまた、社会生活を送るうえでは様々な不利益を被る可能性が高いということである。このことについてM.ファインマンは、ケアの受け手の「一次的依存」と、ケアラーの「二次的依存 secondary dependency」とを区別することの重要性を強調している。ケアラーは、ケアを優先することで自分のことが後回しになるだけではなく、自身もつ人的・経済的・社会的資源が枯渇しがちになる。病や障害といった「一次的依存」がその不可避性を本質とするのに対して、ケアラーの「二次的依存」の程度は、経済的・社会的・政治的な構造によって可変的である (Fineman 2004=2009)。日本は従来、家族を福祉の「含み資産」として位置づけてきた。ケアラー支援という観点を導入することで、従来の家族に大きく依存した福祉の仕組みの転換につながる可能性がある。

おわりに ケアリング・ソサエティの実現と人権教育

子ども・若者が、家事やケアにかかわり、常に家族のことを優先し続けると、自己主張が不得手になりがちになる。前述したように、将来の夢も、ケア役割と適合的なものに縮小されてしまう可能性がある。自分のことを真ん中に据えるという意識づけは一朝一夕では実現できない。こうした点に鑑み、教育機関は、アサーション・トレーニングといった日々の人間関係を含めて、すべての子どもが権利主体であることを伝える重要な役割がある。

また同時に、筆者は、まさに人権という観点から、ケアのあり方を問い直す教育—ケア教育—の重要性が増すと考えている。ヤングケアラー支援では、どうしても、ケアの「負担」という次元だ

けが強調されてしまう。しかし、ケアの「負担」のみをフォーカスする、ケアの「リスク」化言説は、ケアの本質を見誤ってしまうのではないだろうか。相模原障害者施設殺傷事件や北海道の障害者施設での不妊処置の提案、ひいては、染色体異常の発見が可能になる新型出生前診断などに象徴されるように、「ケア=リスク」という考え方は、多くの人（これから生まれてくる人）を、社会から排除してしまうことに帰結しかねない。

人が生きていく以上、命を支えるケアという営みはなくなならない。誰しものがケアされることなしには生きていくことができない。まさに「エッセンシャル」なのだ。自立／自律を理想の人間像とする近代的な価値観に対して、人と人が支えあう依存関係を、人間のあり方と社会の基本に据えようとする「ケアの倫理」も昨今注目されつつある (岡野 2024)。

ケアラーの人権だけではなく、病や障害といった、私たちの人生に不可欠な依存のあり方を、リスクとしてではなく、人権という観点から捉え理解することが求められている。命そのものを何よりも尊重し、命を支えるケアという営みが大切にされる社会—ケアリング・ソサエティ—の実現のために、教育機関が果たす役割は今後ますます重要になるのではないだろうか。

引用文献

- 岡野八代, 2024, 『ケアの倫理』岩波新書
- 斎藤真緒, 2022, 「あらためて、ヤングケアラー『ブーム』を問う—問題の射程と次元の再考のために」『現代思想』2022年11月号 特集ヤングケアラー：家族主義的福祉・貧困の連鎖・子どもの権利…』40-50頁
- トーマツ, 2022, 『2021年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル—ケアを担う子どもを地域で支えるために』日本総合研究所, 2022, 『令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書』
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2021, 『ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書』
- Fineman, Martha, 2004, *The Autonomy Myth: A Theory of Dependency*, The New Press. (=2009年, 穂田信子・速水葉子訳『ケアの絆—自律神話を越えて』岩波書店)